

倉吉市地域防災計画（平成30年度修正）の修正案の概要について

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震をはじめ、平成29年台風第18号等の災害対応で得た教訓、鳥取県地域防災計画（平成29年度修正。以下「県計画」という。）を踏まえ、次に掲げる基本方針及び3つの視点に基づき、本市地域防災計画の修正案を作成したもの。

【修正の基本方針】

平成28年鳥取県中部地震の教訓をはじめ、防災活動に従事した職員一人ひとりの貴重な経験や自主防災組織等の声を今後の本市の防災対策に生かし、誰もが安全・安心して快適に暮らせるまちづくりを推進するため、より実効性の高い計画となるよう、地域防災計画の見直しを行う。

【修正の3つの視点】

（1）災害に強い人・組織づくり

一人ひとりの災害対応能力の向上及び災害に即応できる防災組織の機動力の向上

（2）災害に強いモノづくり

建造物の耐火性、耐震性等の強化による災害抑止力の向上及び災害応急対策の阻害要因の除去

（3）災害に強い絆づくり

住民同士の助け合い、共助と公助の連携等による地域防災力の強化

【修正案の概要】

倉吉市地域防災計画の修正案の概要は、次のとおりである。

（注）下表の計画欄に「（※補足あり）」と付記している計画については、別の資料「倉吉市地域防災計画（平成30年度修正）の修正案について【補足】」に補足説明を記載している。

1 「第1編 総則」について

計画	修正箇所	概要
第1章 計画作成の目的 （※補足あり）	第5節	・「軽微な修正」を定義するとともに、市防災会議の会長（市長）の判断で当該修正を実施できることとした。
第2章 市及び公共的団体等の処理すべき事務又は業務の大綱	第1節	・県計画に合わせて、関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱を整理した。
第3章 市の地域の自然条件と災害履歴	第3節 第4節	・最新の気象データ、気象観測所等の情報を反映した。 ・平成28年鳥取県中部地震、平成29年大雪、平成29年台風第18号等の災害履歴を追記した。（資料編）
第5章 市民の防災活動 （※補足あり）	第2節及び第3節 第4節	・平成29年7月に改正された鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例に基づき、地域の特性を生かして災害時の支え愛活動に積極的に取り組む等の「防災及び危機管理に関する基本的な考え方」及び「市民の責務」を修正した。 ・地区居住者等は、地区防災計画の作成及び当該計画に基づく自発的な防災活動の推進に努めるとともに、市は、各地区における当該計画の作成支援等に努めることとした。
第6章 防災教育	第1節 第4節	・計画の目的を追記した。 ・新たに、教員の専門的な知識・技能の習得及び向上等の「教員を対象とした施策」、お互いに協力し合える関係づくりの推進等の「家庭・地域との連携のための施策」を追記した。

2 「第2編 災害予防計画」について

計画	修正箇所	概要
第1章 風水害予防計画 (※補足あり)	第4節	・水防法の改正に基づき、国土交通省中国地方整備局による「想定最大規模降雨による浸水想定区域」の指定を明記するとともに、同法に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設の指定及び当該施設による避難確保計画の作成推進等を図ることとした。
第3章 土砂災害防止計画 (※補足あり)	第4節	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に基づき、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定及び当該施設による避難確保計画の作成推進等を図ることとした。
第5章 上下水道施設災害予防計画	第2節	・災害時の応急給水及び応急復旧を迅速かつ円滑に実施するため、(公社)日本水道協会等を通じて相互応援協力体制の整備に努めることとした。
第6章 交通路確保計画	第3節	・除雪作業の積雪基準を15cm→10cmに引き下げることにした。
第9章 防災体制整備計画 (※補足あり)	第2節 第6節	・防災担当職員の専門研修の受講、非常連絡員その他の職員を対象とした庁内研修の充実、防災士の認証登録制度の活用等により、職員の防災に関する知識及び技術の向上を図ることとした。 ・災害応急対策計画に係るマニュアル等(災害対策本部運営要領、避難所運営マニュアル、タイムライン、BCP)の整備に努めることとした。 ・中学校区単位を基本とした分散備蓄を念頭に、備蓄物資の保管場所等の検討、整備を行うとともに、庁舎等の非構造部材の耐震化等に努めることとした。
第10章 消防計画	第2節	・消防団員の防災士の認証登録、鳥取県消防学校の教育訓練等を通じて、消防団員の防災の知識及び技術の向上を図ることとした。
第13章 避難所等整備計画 (※補足あり)	第2節 第4節	・指定福祉避難所の位置付けを明確にするとともに、一般の避難所で生活できない要配慮者の緊急的な受入に協力する介護保険施設等を「要配慮者緊急受入協力施設」と位置付けることとした。 ・指定緊急避難場所、指定避難所等の見直しを行うこととした。 ・地震発生時に市内の建築士事務所等の協力による安全点検を実施する体制の整備に努めることとした。 ・地域の自主防災組織と連携した避難所運営組織を整備するとともに、避難者の中で医師、看護師等の有資格者の把握等を行うための仕組みづくりに努めることとした。 ・避難所となる施設に避難所運営に必要な資機材等の事前配置を行うように努めるとともに、あらかじめ施設管理者と施設備品の借用方法等を確認しておくこととした。
第16章 医療(助産)救護体制整備計画	第2節	・(公社)鳥取県看護協会、(一社)鳥取県助産師会等の役割を追記した。
第17章 防災通信体制整備計画	第2節	・防災拠点施設と市対策本部を設置する市役所本庁舎等との通信を確保するための手段として、携帯電話等を速やかに確保できる体制の構築に努めることとした。
第22章 避難体制整備計画	第3節	・「避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月31日改定)」に基づき、避難情報の名称を次のとおり修正した。 (変更前) → (変更後) 「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」 「避難勧告」 → ※変更なし 「避難指示」 → 「避難指示(緊急)」

		無を確認するとともに、優先順位を決めて応急復旧を図ることとした。
第4章 災害広報・広聴計画	第2節 第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関からの取材申込みに対し、秘書広報輸送班を通じて関係する実施班と連絡調整し、対応することとした。 ・市における広報系統に緊急速報メール、Lアラート等を追加した。 ・総務班は、住民等からの被害状況等の問い合わせに対応するため、必要に応じて専用のコールセンター（電話相談）を設けることとした。
第5章 避難計画 （※補足あり）	第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令の際に、関係機関に助言を求める場合の問い合わせ窓口を追記した。 ・大雨・洪水警報の危険度分布、土砂災害メッシュ情報等を活用した避難勧告等の発令基準の見直しを行った。 ・本部事務局は、避難勧告等の対象地区の自主防災組織等に発令内容を伝達するとともに、当該組織等は、保有する情報伝達手段や構成員による戸別訪問等を通じて、住民に避難情報を伝達するように努めることとした。
第6章 指定緊急避難場所・指定避難所の設置運営計画 （※補足あり）	第2節 第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の避難所の開設にあたっては、施設管理者若しくは市内の建築士事務所等の協力による安全点検又は建築班による応急危険度判定を実施し、速やかに避難所の安全性を確認することとした。 ・指定緊急避難場所等の運営にあたり、多数の避難者の受入れが予想される場合には、地域の自主防災組織等と連携して避難所運営組織を立上げ、運営を行うように努めることとした。 ・医療防疫班は、要配慮者の福祉避難所への移動等を支援するため、定期的に保健師による避難所の巡回を実施することとした。 ・避難所以外で生活する避難者に対し、指定緊急避難場所等を経由した食料等の配布、保健師の戸別訪問等による保健医療サービスの提供等を行うこととした。
第8章 広域応援計画	第3節 第6節	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県緊急消防援助隊受援計画等の見直しを踏まえ、緊急消防援助隊の調整本部、指揮本部、進出拠点（倉吉未来中心駐車場・道の駅犬狹駐車場）、宿営拠点（市営ラグビー場・関金総合運動公園）等を修正した。 ・必要に応じて、国土交通省に対し、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請することとした。
第11章 水防計画（応急対策）	第4節	<ul style="list-style-type: none"> ・水防警報及び洪水予報の伝達系統を現行の伝達系統に合わせて修正した。 ・現行の県指定の水防信号及び水防標識に修正した。
第13章 災害救助法の適用計画	第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の国勢調査人口に基づき、災害救助法の適用基準を修正した。
第14章 食料供給計画 （※補足あり）	第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・供給数量は、避難所の避難者数に加え、住家やライフラインの被害状況等の災害情報をもとに地域の自主避難所の自主避難者数等を推定し、全体の供給数量を概算することとした。 ・食糧の集積・保管場所（予定）として、「倉吉スポーツセンター体育館」を位置付けるとともに、必要に応じて、民間の配送事業者等の協力を得て、適正な食糧の保管及び円滑な配給に努めることとした。 ・地域の自主避難所等の避難者に対しては、最寄りの指定避難所から地域の自主防災組織等への引渡しを通じて食糧の配分を行うこととした。
第15章 生活関連物資供給計画	第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、民間の配送事業者等の協力を得て、適正な救助物資の保管及び円滑な配給に努めるものとした。

(※補足あり)		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主避難所等の避難者に対しては、最寄りの指定避難所から地域の自主防災組織等への引渡しを通じて救助物資の配分を行うこととした。
第16章 給水計画 (※補足あり)	第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・(公社)日本水道協会、(一社)鳥取県管工事業協会中部支部及び中部管工事共同組合と連携し、水道施設の応急復旧を行うこととした。 ・必要に応じて、民間の配送事業者等の協力を得て、適正な飲料水の保管及び円滑な配給に努めるものとした。 ・地域の自主避難所等の避難者に対しては、最寄りの指定避難所から地域の自主防災組織等への引渡しを通じて飲料水の配分を行うとともに、給水車等による給水は、指定緊急避難場所等で行うこととした。
第17章 被災建築物等応急対策計画	<ul style="list-style-type: none"> － 2 － 4 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急危険度判定は、地震の発生から概ね1週間で実施するように努めることとした。 ・局地的かつ多数の住家等の被害が発生していると予想される場合は、調査区域を指定した上で、当該区域内の全棟の家屋被害認定調査を実施することとした。 ・被害認定調査のうち、木造住家及び非住家に係る調査は被害調査班、非木造住家及び住家の再調査(2次調査)に係る調査は建築班が実施するとともに、必要に応じて、県に建築士の派遣を要請することとした。 ・非住家の被害認定調査及び被害認定については、運用指針を準用して行うものとし、この場合の被害認定調査は、1次調査のみとした。 ・「倉吉市り災証明書等交付要綱(平成28年倉吉市第131号)」に基づき、本部事務局がり災証明書の交付、各関係実施班が被災証明書の交付を行うこととした。
第22章 清掃計画	第5節	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害や周辺環境への影響を防ぐため、必要に応じて集積場所や周辺における大気中の環境モニタリングの実施を検討することとした。 ・災害廃棄物の集積場所(仮置き場)として、一般廃棄物最終処分場(馬場町)及び向山清掃工場跡地(和田東町)を位置付けることとした。
第24章 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画	第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置所及び遺体の一時保存場所(予定)として、関金農林漁業者等健康増進施設及び倉吉市営体育センターを位置付けることとした。 ・多数の死者等により対応が困難な場合は、鳥取県葬祭業協同組合又は(一社)全日本冠婚葬祭互助会に協力を要請して対応することとした。
第30章 ボランティアとの協働計画	第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協は、市対策本部と協議した上で、倉吉福祉センターに「倉吉市災害ボランティアセンター」を立上げ、活動調整等を行うこととした。
第32章 要配慮者の支援計画	第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・援護班及び医療防疫班は、一般の避難所に避難している要配慮者への聞き取り、問診等により健康状態等を把握し、要配慮者緊急受入協力施設等への受入調整を行うこととした。

4 「第4編 災害復旧・復興計画」について

計画	修正箇所	要旨
第1章 公共施設災害復旧計画	第1節	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的を追記した。
第2章 労働力供給計画	第2章	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の確保に必要な職員派遣等の担当課を「職員課」及び「業務課(水道施設復旧事業に係る人員のみ)」とすることとした。
第3章 被災者の生活確	第4節～	<ul style="list-style-type: none"> ・各種支援制度に関し、現行制度の内容等を反映した。

保対策計画	第9節	
第5章 被災者住宅再建 支援条例の適用計画	第2節及 び第3節	・現行制度の内容を計画に反映した。
第6章 災害復興計画	第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・市復興本部の組織及び運営は、「(災害名)倉吉市災害復興本部設置要綱(例)」を参考に、災害の規模等を勘案して決定することとした。 ・必要に応じて、電話相談を受け付けるコールセンターを含む総合的な復興相談窓口を設置することとした。

(注) 前記のほか、誤記等の所要の修正を行った。